

東日本大震災からの復興を促進するための提言

全国知事会
東日本大震災復興協力本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 1 年 4 か月が経過した。死者・行方不明者は約 2 万人、建物被害約 120 万戸という空前の被害を受けた被災地では復旧・復興が次第に進みつつあり、家屋等流出地域や原子力災害に伴う警戒区域及び避難指示区域などを除き、電気・水道などの公共インフラはほぼ復旧している。しかしながら、35 万人もの人が依然として故郷を離れて応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされ、さらに、東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所では国の事故収束宣言後もトラブルが相次ぐなど、事故は収束していない。また、大津波によって壊滅した市街地や集落を再建し、事業活動を復興させるにはこれから何年もの月日を要することは避けがたい。

これまでの震災復興の歩みを振り返ると、国の取組は決して迅速とは言えない。このことは、復興の司令塔となる復興庁が設置されたのが大震災から 11 か月も後の本年 2 月になつたことに如実に表れている。

全国知事会では、昨年 7 月、地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべきことなどを国に提言したが、十分実現されていない。復興庁は国を主導する役割を期待されたが、府省縦割り構造の中の一出先機関にとどまっていると言っても過言ではない。復興の主体となる地方の自主性が最大限に發揮できるようになっていないことも復興が遅れる要因の一つとなっている。

こうした状況を深く憂慮し、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部を中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

今年度こそ真の復興元年にしなければならない。今こそが復興の正念場であり國の真価が問われている。これまでの復興の遅れを取り戻し、1 日も早く故郷に戻り、生活や事業を元通りに再建したいという被災者の当然の希望に速やかに応えなければならない。一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、日本の再生を果たすために、国と地方が、官と民が、力を合わせて全力で取り組まなければならない。全国知事会としても、今後とも全力で取り組んでいく決意であることは申すまでもない。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、復興を促進するための緊急課題等である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされ、広範な地域で事業活動にも甚大な悪影響を与えており、当該発電所に近い地域では復興に着手すらできない状況である。

損害賠償は被害者の生活再建に不可欠であり、損害賠償を遅延させることは、それだけ被災地の復興と日本経済の回復を遅らせることになる。しかしながら、損害賠償に対する東京電力の姿勢は、当初、150 ページにも及ぶ膨大な申請書類を被害者に突きつけたことに端的に表れているように、加害者としての自覚に欠けた極めて不誠実なものである。

東京電力福島第一原子力発電所事故の責任は、最終的に監督者である国に帰せられるものであるから、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理など原子力災害に起因する一切の問題の解決に当たっては、国の責任の下で、国が前面に立って取り組むことが不可欠である。

提言 1-1 原子力損害賠償の完全実施

風評被害も含め、原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、全被害者を対象に十分な賠償が確実・迅速に行われるよう原子力損害賠償紛争審査会の定めた指針を見直すこと。

特に、長期間帰還困難となる場合の精神的損害や土地・建物の従前の利用実態や今後の利用価値の減少なども踏まえ、被害者の立場に立ち、被害者が納得できる賠償となるよう十分に配慮すること。

また、被害者の負担軽減のため審査手続の簡素化を行うとともに、賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償を迅速かつ十分に行いうよう東京電力に対して指導すること。

提言 1-2 国の責任の下での除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染を早期に完了させ、住民の居住と事業活動の安全を確保することが復興の第一歩である。そのため、大量の人員を集中的に動員して市街地のみならず農地や森林など広大なエリアの除染を促進することが不可欠である。

除染に伴う費用についてはすべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすることを明確に示し、除染を促進すること。汚染状況重点調査地域外における除染についても同様とすること。

また、森林の除染については、生活圏周辺だけではなく、水源地や林業生産の場である森林なども対象とすること。

除染に伴い発生した大量の除去土壌が仮保管を余儀なくされていることから、仮置場や一時保管場所から除去土壌を搬出できるよう最終処分の方針を早急に示すとともに、最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう国が責任をもって対応すること。

提言 1-3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水道汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物は、その濃度に関わらず、国が責任を持って最終処分場を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、ごみ焼却施設の焼却灰、下水汚泥焼却灰等で放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物を処分するための最終処分場を地元の合意を得た上で国が早急に整備・確保

すること。

8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処分や再利用を円滑に進めるため、ごみ焼却施設の設備改修などに対する十分な財政支援を行うとともに、住民の理解が得られるよう基準値の設定根拠も含め安全性を明確に示すなど、国が説明責任を十分に果たすこと。

放射性物質濃度を低減させ、再利用を可能にするための実効性のある技術開発を促進し、既存処理施設で処理が困難になっている廃棄物の処理方法及び指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発・普及させること。

放射性物質により汚染された廃棄物の処理に伴って最終処分場の残余容量が急速に減少しているため、最終処分場の拡張や新設への財政支援を強化すること。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法施行前に埋立処分された放射性物質濃度が8,000Bq/kg を超えた、もしくは超えたおそれのある廃棄物に起因するトラブルが生じた場合に、国が責任をもって対処する制度を設けること。

提言 1-4 特措法対象外である放射性物質に汚染された建設発生土砂の処理の促進

建設工事や用排水施設の維持管理等で発生する汚染土砂は、除染対象のものを除き、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっているが、放射性物質に汚染されているため、処理ができない状況となっており、災害復旧事業の実施や用排水施設の土砂排除などに支障をきたしている。

これら汚染土砂を同法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めること。

また、汚染土砂については、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。

提言 1-5 食品・低線量被ばくの健康影響等についての国民への十分な説明

食品に含まれる放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が疫学的調査を含め、正確な情報を国民に対して分かりやすく継続的に情報提供するとともに、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響について、放射線モニタリング、人体や農林水産物等への影響調査を機器を増強したうえで継続的に実施するとともに、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供すること。

また、子どもに対する健康リスクについて説明責任を十分に果たすこと。

提言 1-6 放射性物質の検査体制の整備・充実、吸収抑制技術の開発等

放射性物質の検査体制の整備・充実を図るため、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査に係る費用については、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

また、農林水産物の放射性物質吸収抑制技術を早期に確立するとともに、農林漁業者が同対策に取り組むために必要な予算を確保すること。

提言 1-7 東京電力福島第一原子力発電所からの海洋への汚染水の流出防止対策の徹底

原子力発電所の事故に伴う放射性物質の海洋への放出・流出及び地下水を通じての漏出により、沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから、将来にわたり、徹底した施設の整備・管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出・漏出が生じないよう東京電力を指導・監督すること。

また、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないよう国として万全の対策を講じること。

2 災害廃棄物の広域処理や再利用の促進

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物の処理は、6月30日時点で20.3%に留まり、復興を進める上での大きな障害となっている。国が目標に掲げる平成26年3月までに災害廃棄物の処理を完了するためには、災害廃棄物の広域処理や再利用の促進が不可欠であり、全国知事会としては、災害廃棄物の広域処理については、国と地方が手を携えて、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいくことを示している。

多くの地方公共団体では、住民に対して災害廃棄物の受入れへの理解を求めているが、災害廃棄物の放射性物質による汚染を懸念する住民の不安を完全に払拭できないことから十分な理解を得られず、大いに苦慮しているところである。

国は住民不安の解消を地方公共団体に丸投げすることなく、国自らが先頭に立って安全性を明確に示し、住民に十分な説明を行うことが不可欠である。

また、住民のコンセンサスを得るに当たっては、経済的・歴史的背景や取組の状況等、地域の事情が異なることに鑑み、各地方公共団体の判断を尊重することが必要である。

提言2-1 国が災害廃棄物の処理の安全性を明確に説明

災害廃棄物の広域処理を迅速に進めるため、国が災害廃棄物処理の安全性と国の責任を明確に示し、適切な情報提供を行い、住民の不安を払拭すること。

提言2-2 受入地方公共団体等への全面的な支援

災害廃棄物を受け入れた地方公共団体等が要した経費については、長期にわたるモニタリングや維持管理等も含めて国が責任を持って支援すること。

災害廃棄物処理を行う地方公共団体等に対して十分な技術的支援を行うとともに、地域において合理的に設定した基準を上回る焼却灰処理については国が自ら最終処分場を確保するなど国の処理責任を明確にすること。

広域処理に伴って風評被害などのトラブルが生じた場合は、国が責任を持って対処すること。

地方公共団体では、国の要請を受けて災害廃棄物の受入れを実現すべく住民説明を進めてきたところであり、要請対象団体を縮小するなど方針を大きく変更するに当たっては、事前に丁寧な説明を行うこと。

3 復興庁の権限強化、復興交付金等の運用の見直しと復興施策に係る予算の確保

復興庁には各府省に対する強い権限がなく各府省と連絡調整をするに留まっているが、復興を促進するためには、復興庁の権限を強化し真のワンストップ化を実現することが不可欠である。

また、東日本大震災復興交付金は、東日本大震災復興特別区域法によって被災地方公共団体がその地域の特性に即して創意工夫しながら自主的かつ主体的に行う復興のための事業の財源として創設されたものであるが、使い勝手の悪さが多方面から指摘されている。大震

災からの復興を現場の判断に基づき地域の実情に即して迅速に進めるため、復興交付金や復興調整費等の運用を見直すことが必要である。

併せて、被災地の復興には巨額の費用と長い年月を要するので、平成 25 年度以降も長期にわたって復興関連予算を十分確保することが必要である。

提言3-1 復興庁の権限の強化

復興庁の権限強化により、復興庁が被災地の復興政策に関し各府省をリードできる体制を築き、真のワンストップ化を実現すること。

提言 3-2 復興交付金の事業内容における地方の自由度向上

復興交付金は、復興庁や各府省が実質的な査定を行うのではなく、制度創設の目的に則つて使い勝手のよい包括的な交付金とすべきであり、基幹事業や効果促進事業などの枠組みをなくし、事業選択を地方の主体的な判断に委ねることができるよう速やかに制度改正を行うこと。

また、改正法が成立するまでは、現行法令の下で運用の弾力化を最大限に図り、特に内陸部における復興の進捗に影響のないよう十分配慮すること。

提言 3-3 復興交付金に係る復興庁への権限集約

復興交付金の申請に当たっては復興庁のみならず各府省との事前調整が事実上不可欠となっているが、復興をスピードアップさせるため、復興交付金に係るすべての事業執行権限を復興庁に集約すること。

復興交付金事業計画の提出や申請等の手続の窓口を復興庁が担うだけではなく、復興交付金予算を復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁がワンストップで申請受付から交付決定まで行うこと。

提言 3-4 復興交付金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続や提出書類の簡素化を更に進めること。

提言 3-5 東日本大震災復興調整費の運用改善

復興調整費の使途については、被災地の事情に最も精通した地方公共団体の自主性に委ねるとともに、復興庁へのすべての事務の一元化、交付までの手続の迅速化、提出書類の簡素化などの見直しを行うこと。

提言 3-6 復興施策に係る予算の確保

平成 25 年度以降においても、復興交付金や様々な財政支援措置、国が直接実施する復興関連施策などに関する十分な予算を確保するとともに、必要に応じて平成 24 年度の補正予算措置を講じること。

また、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、事業の進捗により新たに必要となった事業についても適切に支援すること。

4 復興特区制度の適用拡大

復興特区制度については、被災した特定地方公共団体からの多数の申請に対し、個別に認定が行われているところであるが、被災地域全体の復興を迅速に進めるためには、制度の柔軟な運用が不可欠である。

提言 4-1 個別の認定を要しない被災地共通の特例適用

被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制や手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。

5 防災集団移転促進事業をはじめとする集落再生の促進、交通インフラの早期整備

大津波に襲われた沿岸部の各地域では復興計画の方向性が概ねまとまりつつあるが、地域によって集落の高台・内陸への移転や現位置でのかさ上げなど考え方方が異なっている。住民の間でも様々な意見があり、意見集約が困難な地域もあるのが実情である。

既に集落の高台移転や、災害廃棄物の再利用による防潮堤背後の防災緑地の築造、防潮堤やかさ上げした道路・鉄道などによる多重防御の計画策定など、集落再生に向けて様々な取組が始まっているものの、多くの住民が津波で流失した住宅再建の費用で悩んでいるため集落再生の取組に遅れが生じ、住民の流出につながることが懸念されている。住民の流出を防ぐためにも早期に集落再生の方針を決め、インフラ整備を早期に完了させることが急務となっている。

提言 5-1 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、対象区域内の土地が従前の土地利用状況に関わらず買取対象となるようにこの要件を緩和すること。

提言 5-2 地域の実情に即した集落再生の支援、防潮堤の整備促進

地域の判断で迅速に集落を再生できるようにするために、住宅再建費用の支援などが柔軟に行えるよう復興交付金の自由度を高めるなど、地域の実情に即した支援を強化すること。

また、集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備については、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の対象とされたところであるが、整備を促進するため、今年度の補正予算及び来年度以降の予算において財源を十分に確保すること。

提言 5-3 復興道路等の整備・鉄道の復旧の促進

三陸縦貫道等の緊急整備や太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、概ね 10 年後の完成が目標とされているが、地域の再生のために極めて重要であるので、できる限り前倒しして完成させること。

また、被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

鉄道についてもできる限り早期に復旧できるよう支援を強化すること。

提言 5-4 液状化被害への支援の強化

液状化による被害を受けた世帯や地方公共団体に対する支援を強化すること。

6 産業の復興、雇用対策の促進

被災地では、農林水産業や商工・観光業などの主要産業が津波による施設等の流出、原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染や風評被害などによって大打撃を受け、多くの住民が仕事を失ってしまった。復旧・復興が進展する中で事業再開にこぎ着ける事業所が着実に増える一方、事業の再開や継続を断念する事業所も少なくない。特に、被災地の多くを占める中小企業では、事業中断が長引くと販路を失って再開がより困難になることが懸念される。

雇用情勢は、建設業を中心に統計上は回復傾向にあるが、多くの住民が新しい慣れない仕事を探さざるを得ず、求人の多くが従前よりも短期雇用・低賃金であることなどから、深刻なミスマッチが生じている。このため、産業の復旧・復興を加速させ、総合的な産業振興策を講じるとともに、求職者・求人企業双方に対する支援を強化することが急務となっている。

提言 6-1 産業の復興加速、成長分野の新たな産業立地による長期雇用の確保

被災地の復興を加速し住民の流出を防ぐため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地を政策的に誘導し、中長期的な雇用の確保を強化すること。

提言 6-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

農林水産業の復旧・復興を迅速に進めるため、漁港や海岸保全施設・防潮林・農地等の復旧・整備への支援、人的支援、復興のモデルとなる園芸団地への支援、補助事業等の要件緩和・手続簡素化など、復興状況等に応じた支援を強化・継続すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、関係団体の事務所の新設整備、関連業者の事業再開への支援を継続すること。

また、用地のかさ上げと併せた水産加工施設の復旧、漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分、本格復旧前に必要となった仮係留施設等の整備についても、全額国庫負担により支援すること。

さらに、漁船や漁業資材の早期確保のためメーカー等に対して供給体制の増強を強く働きかけること。

提言 6-3 中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

被災した中小企業が同業者などとグループで再建計画を定め、再建費用の4分の3を国と県が補助する「グループ補助金」は非常に有効であるので、多くの事業者が支援を受けられるよう補助金総額を増額し、小規模・零細企業も採択されやすくなるよう要件を緩和するとともに、平成25年度以降においても制度を継続すること。

事業活動に伴う二重債務問題の解消に向けた措置を強化するとともに、被災した中小企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成25年度以降においても継続すること。

また、一時移転を余儀なくされた商工会の地元回帰促進のため、「商工会等施設復旧事業」を平成25年度以降においても継続すること。

提言 6-4 観光振興の強化、被災地支援のための高速道路無料化の再開

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報提供を

行いながら、大規模な観光キャンペーンを実施するとともに、観光振興に対する財政支援を強化するなど、具体的な観光促進策を講ずること。

また、被災地などの観光地への外国人旅行者を増加させるため、数次ビザの導入を拡充するとともに、外国向けの大規模かつ継続的な観光キャンペーンを行うこと。

平成24年3月まで実施された観光振興や被災地支援のための高速道路無料化は、極めて有効な措置であり、被災地の本格的な復興と広域避難者への支援のため、再度実施すること。

提言6-5 就業支援の強化

雇用のミスマッチを解消するため、求職者や求人企業に対する支援を強化するとともに、民間の人材派遣業者などとの連携を強化すること。また、雇用調整助成金の審査を迅速に行い、申請後速やかに助成金の交付を行うこと。

また、緊急雇用創出事業については、雇用を確保するとともに復旧・復興を進める上で有効な制度であるので、事業規模を拡充し、事業期間を延長すること。

特に、緊急雇用創出事業のうち雇用復興推進事業については、事業の対象となる期間・対象者の要件緩和を図ること。

7 風評被害対策の強化

原子力発電所事故の影響により、農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評被害が広範に生じており、あらゆる経済活動に悪影響を及ぼしているほか、被災者が差別されるなど人権問題も発生している。こうした根拠のない風評を一日も早くなくすことが被災地の復興と我が国経済の回復のためには不可欠である。

提言7-1 風評被害防止のための普及啓発、国内外への情報発信の強化

根拠のない風評によって経済活動や市民活動への悪影響や人権侵害が生じないよう普及啓発を強化すること。

特に、食品に含まれる放射性物質の安全基準を国内外の消費者、流通関係者、食品関連事業者等に対して確実に普及啓発を行うとともに、農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査や証明書発行などの国による体制強化や支援の充実により、国内外への正確な情報の発信と安全性のPR強化を図ること。

とりわけ、国外では、在外公館が総力を挙げて取り組むなど、国があらゆるチャンネルや機会を利用して風評被害の払拭に努めること。

提言7-2 事業者への支援の強化

農林水産物や加工食品、工業製品等の販路拡大や販売促進を図り、消費の拡大をこれまで以上に支援すること。

事業者が行う放射性物質検査に係る費用は、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

提言7-3 風評被害による賠償対象の拡大

原子力発電所事故によってもたらされた風評被害について、そのすべてを賠償の対象とし、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示すること。

国の新基準値を下回る、食品産業事業者等が独自に定めた基準による取引停止等の損害についても、風評被害として適切に対処すること。

8 避難者・被災者、被災地方公共団体に対する総合的な支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害の発生から1年4か月が経過しても、多くの住民が故郷を離れ、先行きのなかなか見えない厳しい避難生活を余儀なくされている。また、被災地においても、応急仮設住宅での生活の長期化が想定されるなど、被災者は今なお不安定な生活を送っている。

こうした避難者・被災者に対して、今後の見通しを説明するとともに、早期の生活再建に向けて総合的かつ継続的な支援を強化することが必要である。

また、地域医療体制の再建や被災地方公共団体への一層の人的支援等が必要である。

提言 8-1 避難者の生活・事業活動再建の促進

地震・津波災害及び原子力災害による避難者の避難先での安定した生活及び雇用の確保や事業の再建、さらには帰還に向けて総合的に支援するための方策を明確に示し、速やかに実行すること。

避難者の避難先が応急仮設住宅か借上げ仮設住宅か、県内か県外か、自主避難かどうかなどは問わず、同様の支援措置を受けられるとともに、被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言 8-2 原子力災害により長期にわたり帰還困難となる避難者の支援

原子力災害により長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

故郷に当分の間戻れない住民等が帰還できるまで居住する避難中の拠点を整備する際には、関係地方公共団体と十分協議し、雇用の確保も含めて国が責任を持って対応すること。

提言 8-3 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大等

買取りによる応急仮設住宅等に係る維持管理経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費など救助に要する経費のすべてを災害救助法に基づく救助の適用範囲とし、全額国庫負担による支援を行うこと。

また、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講じるとともに、延長に伴い生じた経費については国庫負担とすること。

さらに、避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の借換え要望に柔軟に対応できること。

提言 8-4 医療・福祉提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地では、医療従事者や介護職員等の人材確保が困難であり、医療・福祉サービスの提供体制が危機的状況にあるため、効果的な人材確保対策を速やかに講じること。

医療復興に向けた取組が長期かつ広範囲にわたるため、地域医療再生臨時特例基金の更なる積み増しと設置期限の延長を図ること。

警戒区域内等で休止を余儀なくされている医療機関への新たな融資制度の創設や融資条件の緩和など、医療機関に対する柔軟かつ迅速な支援を行うこと。

提言 8-5 被災地の実態に合った子育て支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害により、被災地の多くの子育て家庭が県外へ避難していることは深刻な事態である。被災地の復興の力となる子ども達の健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

提言 8-6 郷土を支える人材を育成する復興教育への支援の強化

被災地の小・中・高等学校等が、東日本大震災の体験を踏まえ郷土の復興・発展を担う人材を長期にわたって育成できるよう継続的に支援すること。

提言 8-7 コミュニティの再生に向けた生活支援の拡充

被災地の真の復興を実現するためには、コミュニティの再生に配慮した住民主体のまちづくりの取組を進めるとともに、高齢者等の見守り活動など被災者に対するきめ細かな生活支援が必要であることから、こころのケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家やNPO、ボランティアによる相談支援や調査研究などの多様な支援活動が活発に行われるよう必要な財政支援措置を講じること。

提言 8-8 国等による人員派遣の強化、地方公共団体の更なる人員派遣に対する支援等

被災地方公共団体では職員が犠牲になるなどマンパワーが著しく低下しており、国や全国の地方公共団体から人的支援を受けながら復興関連事業を進めているものの、更なるマンパワーの確保が急務となっている。

被災地方公共団体に対する国や関係機関からの人員派遣を一層強化するとともに、全国の地方公共団体からの更なる人員派遣、被災地方公共団体の職員採用や民間企業等への委託等を一層支援すること。

9 東日本大震災の風化防止と今後の防災対策の強化

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させることなく正しく伝えていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。また、多くの国民が被災地でのボランティア活動に参加したり、被災地を実際に訪れて大震災の実情や教訓を学ぶことは、被災地の産業の復興にも大いに貢献するものである。

また、我が国は地震国であり、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などが特に大きな被害をもたらすものとして想定されているが、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくないことを忘れてはならない。東日本大震災の教訓を基に費用と時間のかかるハード面の整備を進めるとともに、すぐにでも始められる防災意識の向上を強力に推進すべきである。

提言 9-1 ボランティア活動や被災地ツーリズムの促進

多くの国民がボランティア活動に参加したり、被災した観光地を訪問するよう官民挙げて国民運動を展開すること。

提言 9-2 学校における防災教育の強化、被災地を訪問する修学旅行等に対する支援

小・中・高等学校等において教員も含めた防災教育を徹底し、実践的な避難訓練を充実させるとともに、東日本大震災はもとより我が国で発生した多様な災害を題材とした防災教育を充実させること。

小・中・高等学校等が被災地を修学旅行や支援ボランティア活動で訪れ、大震災の実情や教訓を学ぶことができるよう支援すること。

提言 9-3 全国民の防災意識の向上

全国民の防災意識を向上させるための普及啓発を推進するとともに、企業や地域単位での実践的な避難訓練を推進すること。

提言 9-4 建築物の耐震化の促進

遅れている民間建築物の耐震化を促進するため、その有効な方策を検討し、強力に推進すること。

提言 9-5 電力の安定的供給体制の確立とスマートコミュニティの推進

電力不足の長期化は企業の生産活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすことから、一層の節電対策・省エネ施策を推進するとともに、電力の安定供給の確保に万全を期すこと。

また、太陽光や風力、小水力など再生可能エネルギーの一層の活用を図るための措置を強化すること。その際、再生可能エネルギーの普及が地域経済の活性化につながるよう、地域の事業者に対する支援や地域資金の活用を促進すること。

今後、地域で再生可能エネルギーを効率よく利用し環境負荷を抑えるスマートコミュニティを強力に推進することが不可欠であり、スマートグリッド技術の開発などスマートコミュニティを実現するための取組を強化すること。

提言 9-6 テレビ等あらゆる媒体による政府広報の強化

食品の基準値、災害廃棄物の処理の安全性など放射性物質に対する正確な情報や、防災意識を向上させるための情報などを 국민に効果的に提供するため、テレビ等あらゆる媒体による政府広報を徹底的に強化すること。